

第1回小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

平成 22 年 1 月 18 日 (月)

1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5

小田原箱根商工会議所地下 1 階会議室

・協議会の設立手続き

「小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」の承認

- ・小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設立に際して会田神奈川県タクシー協会専務理事による設置要綱(案)の説明を受け、出席した構成員満場一致により要綱を承認。

構成員の紹介

- ・会田神奈川県タクシー協会専務理事より、要綱にしたがって構成員を紹介。

会長選出

- ・構成員の互選により石橋神奈川運輸支局長を会長に選出。

・第1回小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

1. 開会

2. 会長挨拶

石橋会長

- ・タクシー事業は、14年2月以前、新規参入は免許制であり、需給調整規制が行われ、運賃については認可制であった。14年2月の道路運送法の改正により免許制から許可制となり、運賃も上限認可制となった。
- ・しかし、バブル崩壊以降の需要が低下する状況での規制緩和であり、新規参入等により車両台数は増加し運賃競争が激化、タクシーの一台あたりの売り上げも落ち込んだ。
- ・こうしたことから地域によっては、事業者の収益基盤の悪化に伴うタクシー運転者の労働条件の悪化や交通事故件数の増加、サービス水準の低下、交通渋滞による環境問題等の諸問題が発生している。
- ・このようなことを背景に、20年2月から「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、この答申を踏まえて先般の国会に法案が提出なされ、衆参両議院において全会一致で可決し、10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行された。
- ・これに基づき、現時点では全国で142の交通圏が特定地域として指定。関東地

方においては25交通圏、神奈川県は全ての交通圏である4交通圏が特定地域に指定された。

- ・小田原交通圏において、タクシーが地域公共交通機関としての機能を発揮できるように、皆様のお力とお知恵をお借りしたい。

3. 事務局長指名

- ・石橋会長の指名により構成員である神奈川県タクシー協会 大野協会長を事務局長に選出。

4. 議事

事務局より、協議会の目的、タクシー事業の現況等、地域計画及・構造改善計画及び適正と考えられる車両数等について資料2・3・4を一括して説明

委員	<ul style="list-style-type: none">・小田原交通圏は他の交通圏と異なり、規制緩和後、事業者数や車両数が減少しているにもかかわらず、実車率や運送収入は向上している。これは円安の影響により、入れ込み観光客が増加したことによるものではないか。ついては、次回、この地域の観光客数の推移データをお示しいただきたい。・この圏域は県内有数の観光地である箱根町を含むので、他交通圏とはタクシー事情が異なる印象を持っている。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・観光客数の推移を調べ、増加した観光客が原因で運送収入が増加しているのか関係を調査し次回説明したい。
委員	<ul style="list-style-type: none">・小田原地区において、違法な駐車が問題となっている地域又は苦情はあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・小田原駅東口のタクシー待機場が駅舎建て替えて狭くなり、公道に溢れている。警察の方に指導いただき、徐々に改善はしている。
委員	<ul style="list-style-type: none">・市に対しても、一般市道にタクシーが違法駐車しているとの苦情が入っている。
委員	<ul style="list-style-type: none">・資料4の適正な車両数まで減車した場合、雇用されている運転手も減らすのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・委員の皆様により現時点の状況が供給過剰であるとの認識を持っていただくために示した数値であり、協議会において適正車両数までの減車の議論は難しい。・協議会で地域計画が策定され、事業者が特定事業計画の中で事業再構築

	<p>の観点から減車する可能性は有る。その場合、雇用している運転手の労働条件等について配慮するよう基本方針にも記載されており、事業者が勤務シフトの変更等を行うことによって対応はしていかれると思う。</p> <p>・労働条件改善向上策について、良いアドバイスをいただきたい。</p>
委員	<p>・モニターからの意見以外に、利用者の意見などを取りまとめたものはあるのか。</p>
事務局	<p>・モニターを 10 名公募し意見をいただいておりますが、県協会とは別に小田原支部独自の項目で意見を頂いているので次回お示しする。</p>
会長	<p>・モニター意見は苦情だけでなく、喜ばれている意見も示して欲しい。</p>
事務局	<p>・モニター意見を整理し示したい。</p>

5. 閉会

石橋会長

次回は本日の皆様の意見を事務局に整理させ説明後に、地域計画の素案を事務局が示し議論をしていきたい。

本日は、貴重な意見ありがとうございます。今後とも宜しく願いたい。

(配布資料)

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

資料 2 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会冊子

資料 3 特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画(小田原交通圏)

資料 4 適正と考えられる京浜交通圏の車両数について